

伊丹市福祉対策審議会 第4回障がい者部会
会議録

開催日時	令和2年11月24日(火) 10時～12時
開催場所	伊丹市立中央公民館 1階 第4会議室
出席者 (委員)	松端委員、篠原委員、下村委員、松井委員、川島委員、岡田委員、笹尾委員 (以上7名) <過半数出席のため成立する>
欠席者	松原委員、常岡委員、藤井委員、緒方委員、藤原委員 (以上5名)
事務局	健康福祉部大橋部長、健康福祉部松尾参事、地域福祉室小野室長、生活支援室吉田室長、 障害福祉課牧村課長、こども福祉課友澤課長 他
議事	(1) 第4次伊丹市障害者計画素案について (2) 伊丹市障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)素案について

(議事)

(1) 事務局より第4次伊丹市障害者計画素案について資料説明

(部会長)

素案について説明がありましたが、ご質問やご意見はあるでしょうか。

(D委員)

前回の障がい者部会で基本理念について、自己実現について分かりにくいのではないかと意見させていただきましたが事務局でも苦慮されたのではないかと思います。もうあまり時間がありませんので、ここから変更して欲しいという話ではないのですが印象としてはより分かりにくくなってしまったと感じます。前の方が障がいのある人が自己実現できる共生のまちづくりとして市民にとっては分かりやすい表現だったかと思います。障害の有無にかかわらずということになるとすべての人ということになるとと思いますが、すべての人が自ら選択する生き方や暮らしができるまちというのはものすごく広い、ノーマライゼーションの考え方なので、そこまで広く考えるのか、あくまで障害者計画なのでもっと障がい者の現状や課題、困っていることに焦点を当てた方がいいのではないかと思います。もしこのままいくのであれば「生き方や暮らしができるまち」で終わってしまっているのでは、そうしたまちを目指すのか実現するのか作っていくのか、そういった言葉を足したほうがいいと思います。

また、相互に人格と個性を尊重しあえる社会とありますが障がいを持った人が人格を尊重されないようなことが沢山あるのかということになります。今日は当事者団体の方も参加されているのでお聞きしたいのですが確かに人権、働く権利や学ぶ権利そのものが差別されている実態はありますが人格までとなるとどうなのかなと引っ掛かりました。「相互に」と「し合える」は重複なのでどちらかだけでいいと思います。

4つの基本目標を実現した姿がこの理念になると思うのですが、そうすると強調されているのは参加の機会、選択の機会、差別の禁止とありシンプルにこれをまとめるなら「障がいのある人が自ら参加・選択できる差別のない暮らしの実現」などの方が分かりやすく基本目標と理念がリンクしているのではないかと思います。

これは表現の問題ですので、他の方などからも意見を伺い考えていただければと思います。

(部会長)

基本理念ですから基本的な考え方に関することになりますがいかがでしょうか。前回意見をいただき修正した経緯だと思いますが障害の有無に関わらずと言ってしまうと、ご指摘のようにすべての市民ということになってしまいますね。同時に障害の有無にかかわらずと言っている時点で障害の有無にこだわっているということにもなりますね。障害の有る無しという線引きがあったうえで、そんなことは関係ありませんと言っていることになります。また、語尾が「まち」で終わっていますが、まちづくりやまちの実現といった語尾の問題の指摘や、「相互」や「し合える」が重なってしまっているというご指摘もありました。

(A委員)

基本目標に出てくる「機会の確保」の部分を見て、今までそのような機会はなかったのかと、障がいのない市民も読むものなので伊丹市は何もそんな機会を与えていなかったのかとマイナスのイメージになる気がするので、表現を変えた方がいいと思います。「より選択できる」とか「より自分の希望にそった」というような言葉の方が今も確保できているがより一層上を目指すといったイメージがあり、もう少し柔らかく温かいメッセージ性が出るのではないのでしょうか。

また、障害の有無にかかわらず、というのもすべての市民のことではないかと思ったので、大人から子どもまでみんながというのは、障害者計画の理念としてわざわざ障害の有る無しを入れることに疑問を感じました。

(部会長)

他に理念について意見はありますか。これについては引き続き検討しましょう。中身としてはこれで構わないと思いますが、表現としてより多くの人たちに柔らかくて暖かいメッセージであった方がいいと思いますので、より精査するという事で調整しましょう。

(事務局)

「障害の有無にかかわらず」ではなく、「障がいのある人が」ではどうでしょうか。

(部会長)

そのほうが障がい者の計画なので、良いでしょう。「障害のあるひとが」とか「障害のある市民が」といった感じが良いのではないのでしょうか。

(A委員)

基本的視点の障害特性等に配慮した支援の記載で「特に女性である障がい者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合がある」とありますが、これはどういうことを指しているのでしょうか。女性であるから更に何かプラスアルファということでしょうか。最近では男性、女性という性によるものに対して性同一的な考え方が出ている中で「加えて女性であることにより」という部分は少し疑問に感じました。

(部会長)

一般論として、男性と女性を比べた際に、女性であることの不利益というのは言われているものだと思います。例えば、収入は男性と女性で比べると女性が低いですし、非正規雇用の割合も女性が多く、管理職に就く割合も圧倒的に女性が少ないなど、一般的に日本の社会は男女平等がなかなか進んでおらず、男女間において社会的な格差があるのは事実です。ただ、そこに障害があるということ掛け合わせた際に、女性の障がい者が、複合的により一層不利であるかという部分についてはどうなのでしょう。

(事務局)

ご指摘の通り最近ではジェンダーの問題などもよく言われているところですので、表現を検討したいと思います。

(部会長)

女性の障がい者に対してどんな配慮があるかということを考えると、あえて女性であることを記載する必要があるかどうか検討が必要です。

他に気付かれたことがあればまた意見をいただくということで次の議事、福祉計画の素案のうち、まずは第6期障害福祉計画から説明をお願いします。

(2) 事務局より障害福祉計画（第6期）素案について資料説明

(部会長)

障害福祉計画ということで障害者総合支援法に基づいて、基本的にはサービスの供給量を考えていくもので、アンケート調査やワーキングなどでの検討をふまえてサービスをどう整備していくかというものになります。

サービス見込量については国と兵庫県の基本的な枠組みがあり、それに合わせて伊丹市の実態を算出していくというものになります。

では、特にご意見がなければ引き続き障害児福祉計画（第2期）素案について説明をお願いします。

(2の続き) 事務局より障害児福祉計画（第2期）素案について資料説明

(部会長)

障害児福祉計画ということで、何かご意見はあるでしょうか。

(D委員)

相談支援について、児童の相談支援の9割以上をあすばるが作成しているとあり、相談件数が多くきめ細やかな支援が十分にできていないとなっています。数値目標でも児童の相談支援はどんどん増えていくと予想されていると思います。

多分、あすばるが中心になっているというのは凄く伊丹にとっては大きなことで、それを軸にしていくのだと思いますが、肝心のあすばるの機能が、相談支援に手を取られて十分果たせないのではないかというのが大きな課題です。

具体的な話を聞きたいのですが、相談支援ができる事業所の指定を取っているところは、資料によるとあすばる以外9か所あります。そうした現状でもあすばるに相談支援が集中してしまうのは何か課題があるのでしょうか。また、あすばる以外の事業所に相談支援を誘導するような施策が今後必要なのか、その辺りをお聞きしたいです。

(事務局)

やはり成人の計画相談を受けている事業所については、児童についての計画を立てる方法や児童の特性についてまだ理解が深くない事業所も多いので、そういった事業所にも児童のプランも立てられるということを理解していただく必要があると考えています。資料でも触れていますように、民間事業者に対して指導やスタッフ研修を実施し、児童のプランの立て方などをあすばるから広めていき、成人の相談支援事業所も児童のプランを立てられるようにしていきたいと考えています。

(部会長)

あすばるは2016年の4月に開設し、市民からしても公立としてつつい集中してしまう面もあるでしょう。病院などでも地域の小児科で大丈夫だという状況でもやはり総合病院の小児科へ行く傾向があります。地域の中で各相談支援機関とあすばるが連携し、まずは地域の相談支援機関へ行くといった仕組みと、利用の周知が必要です。

(事務局)

18歳になるとあすばるでは計画を作成出来なくなるので、18歳になって急に成人の相談支援事業所に移行するのではなく、中高生の頃から民間の事業所に橋渡しができるような連携の取り方を進めたいと思います。

(部会長)

就学期前、就学期とあり、その中高生あたりでうまく民間事業所に移行できる、連携できる仕組みが必要ということですね。そういった取り決めなどはあるのですか。

(事務局)

今、実際に対応が困難なケース以外はあすばるから順次中高生になった時点で民間の事業所への移行をお勧めしている状況です。

(D委員)

成人の相談支援事業所の障がい児への理解や対応スキルが十分ではない部分は分かるのでそれに対して研修などを実施していただくことはひとつの支援ですが、それだけで解決するかというところではないと危惧しています。

相談支援事業所の経営自体が非常に厳しく、全国で見ても相談支援専門員が平均2人ほどの小さい事業所がほとんどです。今回の報酬改定の論議でも他のサービスに比べて計画相談支援だけがマイナス収支サービスとなっており、国も何とかしなければ相談支援事業所が潰れてしまうということで次の報酬改定で若干加算の新設をしたりする予定ですが、根本的には事業所として経営基盤が弱い報酬問題があるので、そのあたりへ何らかのテコ入れをしなければなかなか教育や研修だけでは、成人の相談支援事業所に児童の計画相談を持ってもらうことは難しいと思います。

成人のように一部委託をすとか、何かもう少し進んだ形にしなければ相談支援を受けなくても事業所の経営を考えると難しいとか、受けるということは当然職員を増やさなければいけないので、職員を増やすと今の赤字がさらに赤字になるということでは知識やスキルが十分ではない上に児童の相談支援まで受けるということには二の足を踏んでしまいます。もう一步踏み込んだ支援をしなければずっとあすばるに集中した状況が続いていくでしょう。

(部会長)

計画相談だけでは経営が成り立たないので、積極的に活動しようと思うと赤字になるため、法人の持ち出しで対応することになってしまいます。かといって他に黒字が出ているかというところではないので基本的に経営基盤が非常に脆弱です。国はいかにお金を抑えるかを考えていますので市として相談支援体制を充実させるのであれば、計画には書き込みにくいと思いますが、市の方針として相談支援事業所への独自のバックアップ体制が必要でしょう。

障害福祉計画素案でもありましたが、重層的支援体制整備事業が新たに社会福祉法に盛り込まれました。この重層的支援体制は元々包括的支援体制づくりとして取り組んできたものでさらに後押しするために改正されたものです。重層的ということでは何か単独の機関を置くというよりも障がい者も高齢者も児童も、いろんな相談支援機関などが連携し、しっかり受け止め参加支援や地域づくりの支援を一体的にやるという枠組みです。こうした部分も併せて、市としても相談支援事業をどうバックアップしていくかを検討しなければ実際にはあすばるに集中することになってしまうかもしれません。

(B委員)

障がい児と障がい者と別々の計画が立てられていますが、児童、成人、高齢化すれば介護保険とそれぞれ境界を持っておりその狭間で困っている人もいます。障がい児の場合はできるだけ早く成人の方へつなぐとの説明でしたが、今高齢化すると65歳から介護保険になるということになりましたが、最近は高齢の障がい者も増えてきており心配している点です。私の家族も知的障がい者で施設にいましたが高齢化により知的障がい者の施設では受入れが難しいということで、介護保険の施設へ移る、という話になりましたが、介護保険の施設は障がいのある人は受け入れが難しいとのことでした。少しずつは改善してきていますが、高齢化への対応部分でも介護保険事業所職員を対象として研修を実施したとありますが、具体的にはどのようにしているのでしょうか。

また、知的障がい者や精神障がい者は自分の要求を主張できないことがあるので、成年後見制度について障害者計画にも利用促進に向け記載されていますが、市民後見人なども既に数十年、養成されていますがなかなか利用は進んでいません。一方、法人後見はマンパワー不足などもあり、うまく連携しながら多くの人を支援していける形を取っていただきたいと思っています。

(事務局)

介護保険事業所の職員は元々介護に重点を置いた視点で障がい者を見てしまうため、障害

特性などについて研修をしてもらうというものです。介護保険事業所の職員にも障がいのある人にはどういった支援方法がいいのかなど手探りの部分もあります。介護保険のサービスにスムーズに移行していきたいと思っています。

障害福祉制度として障がい者の支援区分認定は社会へ参加する観点に重点を置いて区分認定を行っており、介護保険では介護がどの程度必要かに重点を置いて認定しているため、考え方に違いがあります。この点は色々指摘されており、どう調整していくかはケースごとに対応しています。

知的障がい者や精神障がい者の権利擁護については、まだ手探りでありますが、障がい者自身の希望を叶えられるように考えているところであり、今後の検討課題です。

(部会長)

特別養護老人ホームに関しては入所待機者も多くいるようで要介護3以上で調整会議をしますが、その場で積極的に障害があることを考慮し調整する機能が市の中であればと思います。契約なので強制はどこまでできるか分かりませんが、しっかり調整できる仕組みができれば実質的な部分ではスムーズにいくのではないのでしょうか。

(F委員)

精神障がい者についての意見ですが、これから高齢化を迎える、特に行き場を失いそうな人たちで居場所を作ろうとしています。任意団体でお金も出ないのでなかなか難しい状態です。是非そうした人たちへの支援もお願いします。

地域活動支援センターは就労継続支援B型に通所することが難しい人たちの居場所として機能していますが、補助金交付の条件がどんどん厳しくなっており、70歳未満で年間60日通所しなければ、補助金対象の利用者とはならず、精神障がい者の場合、定期的に通えないというところに問題があるので、60日で区切られるとハードルが高いので考慮いただければと思います。

(部会長)

今回のコロナでは通所しない人にも電話で状況確認し通所したとみなすといった措置があったので、そうしたような柔軟な形を検討してもいいのではないのでしょうか。

地域生活支援事業に関しては市の事業になるので、このあたりは柔軟にお願いします。

(D委員)

具体的な話ですが、障がい者の高齢化への対応として、介護保険サービスの事業者への研修などが挙がっていますが、もう一步踏み込み、たとえば短期入所にしても足りなくなると思うので、確保策として新たな事業所を設けることは難しいので、既存のものを利用していかなければなりません。高齢者の特別養護老人ホームのショートステイが障がい者を受け入れたり、法改正で共生型サービスができていますので、共生型の指定を取れば65歳を越えても生活介護に通えるはずですが、しかし制度は変わってもそれを知っている事業者が少なく、

理解もないので手続きや県とのやりとりも非常に難しく事例も少ないです。行政からも支援をしていただければやれないこともないと思うので、共生型サービスにも注目していただきたいと思います。

(部会長)

共生型サービスや地域生活支援拠点なども制度上あってもうまく活用されていない面があるので、有効に運用できるように考えなければと思います。

(C委員)

精神障がい者の当事者がいますが、本当に8050問題に直面しています。精神障がい者はなかなか自分から外に出て行けないし、作業所などに通っても60日も続かないので困っています。やはり居場所が数少なく高齢化すると遠方へ通うのも大変なので小学校区ごとに居場所があればと思いますのでお願いします。介護保険ではサロンなどもあるのでそういう形であればと思います。

(部会長)

伊丹では認可型のデイサービスなど居場所づくりには積極的なので、対象を問わず全世代で多機能で、というコンセプトなど本人にとって通いやすければ場合によっては高齢者サロンにお邪魔するのも有りでしょう。そうした総合的な調整が出来ればと思います。

(A委員)

全体的に見て、市民や対象者への周知が少ないと思います。私はこうした会議に参加しているので会に持ち帰ることができますが、こうした大事な内容がいろんな人の耳に入っておらず、実際利用する際になって役所でやっと回答を得るという形になってしまい、若い保護者や自宅にいてどこへ行けばいいのか分からない人など情報がうまく整理されておらず、どこが自分に必要な情報なのかをもう少し分かりやすく、情報発信も含めてしっかり伝えるツールが分かればと思います。自分や自分の子どもがどれに当てはまるのかなど少し難しいと感じました。

(部会長)

必要な情報をしっかり入手出来たり、そもそも知らなければ入手できないので、必要な情報を共有する仕組みをどうするかですね。子どもなら乳幼児期から色々な情報にアクセスできればいいでしょうね。

(A委員)

情報が変わっていくので、そこについていけないのもあり、いつまでも古い情報を持ち、新しく変わっていることも知らずにいることもあります。

(部会長)

大きな課題ですね。若い親などはSNSなどを使ってグループで情報共有しているようですね。

(A委員)

会では段々その方向に向かっていますが、まだFAXで連絡が欲しい、という人もいます。

(部会長)

情報の共有の仕方は考えなければいけませんね。

では、その他、何かあればお願いします。

(3) 事務局より今後のスケジュールについて案内。

(閉会)